

## 船舶事故調査報告書

平成24年9月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年1月18日 04時25分ごろ
発生場所	千葉県南房総市野島崎南東方沖 野島崎灯台から真方位133° 3.4海里付近 （概位 北緯34° 51.8′ 東経139° 56.4′）
事故調査の経過	平成24年2月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十二 <sup>こうしょう</sup> 浩昇丸、14トン CB2-80203（漁船登録番号）、有限会社浩昇丸 16.34m (Lr) × 4.84m × 1.74m、FRP ディーゼル機関、610kW（動力漁船登録票による）、平成10年 8月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年9月14日 免許証交付日 平成20年2月18日 （平成25年2月17日まで有効） 甲板員A 男性 63歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、旋網船団の網船であり、船長、甲板員A及び甲板員Bほか10人が乗り組み、野島崎南東方沖において、僚船と共に投網を終え、停船して網の下端を締めるための環網巻き揚げ作業を開始した。 甲板員Bは、後部甲板で揚網に備えてブームの操作をしようとして船尾方を見たところ、船尾中央部付近に設置された揚網用Vローラー（以下「本件ローラー」という。）が通常より高速で回転していることに気付いて危険を感じ、先に本件ローラーを停止しようと考えて船尾に向かった。このとき、甲板員Bは、本件ローラーの船首側に甲板員Aが立っているのを認めた。 甲板員Bが、船尾に到着した平成24年1月18日04時25分ごろ、甲板員Aは、揚収用ロープと共に上半身まで本件ローラーに巻き

	<p>込まれた状態となっていたので、甲板員Bは、とっさに本件ローラーの左舷側にあるハンドルを操作して逆転させ、甲板員Aを救出した。</p> <p>船長は、救急車の手配を船舶所有者に要請し、甲板員Aを僚船に移乗させて千葉県南房総市乙浜港に搬送した。</p> <p>甲板員Aは、救急車の救急隊員により死亡が確認され、のちに脳挫傷による死亡と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m</p>
その他の事項	<p>環網巻き揚げ作業は、通常15～20分程度で終了する工程であり、本事故は、同作業開始から約5分が経過した頃に発生したが、揚収用ロープの挟み込みを急ぐ必要のある時期ではなかった。</p> <p>本件ローラーは、油圧駆動であり、直径約60cmのゴムタイヤを上下に配置し、タイヤを回転させることによりその間に網等を挟んで船内に引き込む揚網のための装置であった。</p> <p>揚網は、揚収用ロープ（太さ約40mm、長さ約25m）を本件ローラーに挟み込んだ後、揚収用ロープの船尾側の端を網端に連結させて本件ローラーを作動させることにより、網等を本件ローラーに導いて行っていた。</p> <p>揚収用ロープを本件ローラーに挟み込むには、揚収用ロープをタイヤの側面中間に沿わせ、同ロープの船首側の端を保持しながらタイヤを引き込み側に回転させれば、自動的にタイヤの間に挟まれるが、高速で回転させる必要はなく、このことを乗組員もよく知っていた。</p> <p>後部甲板には、本事故当時、甲板員Bほか3人の甲板員がいたが、それぞれ舷外に視線を向けて作業をしており、甲板員Aが巻き込まれた状況を見ておらず、叫び声なども聞かなかった。</p> <p>甲板員Aは、カッパ上下、長靴、ゴム手袋及びヘルメットを着用していたが、本事故後、船内でヘルメットは発見されなかった。</p> <p>甲板員Aは、昭和38年から漁船に乗り組み、本船船舶所有者の所有する漁船には、甲板員として約30年間乗り組んでいた。</p> <p>甲板員Aは、飲酒はしておらず、健康状態も良好であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aの死因は、脳挫傷であった。</p> <p>本船は、野島埼南東方沖において、停船して操業中、甲板員Aが、本件ローラーに揚収用ロープを挟み込む作業を行っていたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、高速で回転させた本件ローラーに揚収用ロープの端部を挟み込ませようとしたことから、揚収用ロープを手に持った状態で</p>

	<p>本件ローラーに巻き込まれた可能性があると考えられるが、巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、野島崎南東方沖において、停船して操業中、甲板員Aが本件ローラーに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回転する漁ろう機械を操作する場合は、低速で行い、複数の乗組員を配置すること。</li> </ul>